

# 税の申告を

# しましように

平成19年分の所得にかかると市県民税の確定申告と市県民税の申告が始まります。申告に必要な帳簿や伝票などの整理は、済みましたか。申告会場では、皆さんが自分で申告書を作成できるよう、職員がアドバイスします。お早めにご来場ください。

◎確定申告（所得税など） 磐田税務署 ☎326111（自動音声案内です。確定申告に関する情報は「0」(3月17日まで)を選択してください）

〒438 8711 磐田市中泉1124

◎市県民税 袋井市役所税務課 ☎443109

〒437 8666 袋井市新屋111

## 申告の受付期間は

2月18日(月)～3月17日(月)です

申告書は自分で記入しましょう

インターネットから簡単に作成できます

**確定申告** 申告受付期間 3月17日(月)まで 個人事業主の申告 3月31日(月)まで  
 確定申告書の提出期限は、2月18日(月)です。  
 ネットで「ラクラク」、はじめよう。確定申告 [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)



確定申告は、前年1年間（1月から12月まで）に得た所得の総決算として、自分で所得金額と税額を計算し、精算する「申告納税制度」です。期間中に忘れずに申告してください。

確定申告書や収支内訳書などを書くことは、難しいと考える方もいると思いますが、「確定申告書の手引き」や「収支内訳書の書き方」などを参考に記入すれば、簡単に作成できます。

インターネットを利用できるパソコンをお持ちの方は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」で、画面の指示に従って必要項目を入力すれば、簡単に確定申告書を作成できます。ご家族でパソコンをお持ちの方は、是非協力してあげてください。

作成した申告書をプリンターで印刷すれば、添付書類とともに提出することもできます（モノクロ印刷でも可）。

# 税の申告をしましょう

必要書類や記入箇所を確認しましょう

添付する書類がついているが、書類に記入漏れがないか、提出前にもう一度確認しましょう。

市内申告記載会場での受付方法

市内申告記載会場（下表参照）は、大変混み合います。開場は午前9時で、受付の番号札を配布することはありません。申告書は自分で記入する自書申告をお願いしています。市内申告記載会場では、職員がアドバイスを行います。

証明書（寄付金控除・社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除など）領収書及び明細書（医療費控除・雑損控除など）振り込み先の分かる通帳など（還付申告をする方）認め印（押印されていること）

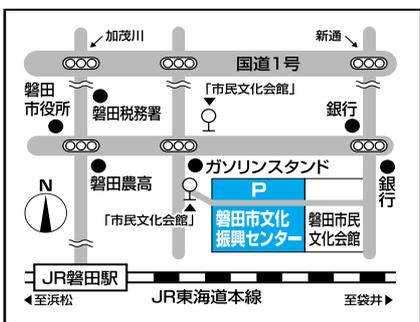
青色申告決算書（青色申告の方）  
白色申告の方）  
源泉徴収票（給与や公的年金などの収入がある方）  
収支内訳書（営業所得・農業所得・不動産所得のある白色申告の方）

## 申告記載会場にご注意ください

＜市内申告記載会場一覧表＞

日	会場	受付時間
2月18日(月)～ 2月29日(金) (土・日曜日は除く)	市役所3階301会議室 浅羽会館2階2号会議室	午前の部...午前9時 ～11時
3月3日(月) 4日(火) 5日(水)	市役所3階301会議室 月見の里学遊館1階もの づくりワークショップ	午後の部...午後1時 ～3時30分
3月6日(木)～ 3月17日(月) (土・日曜日は除く)	市役所3階301会議室 浅羽会館2階2号会議室	

＜磐田税務署申告記載会場「磐田市文化振興センター」＞



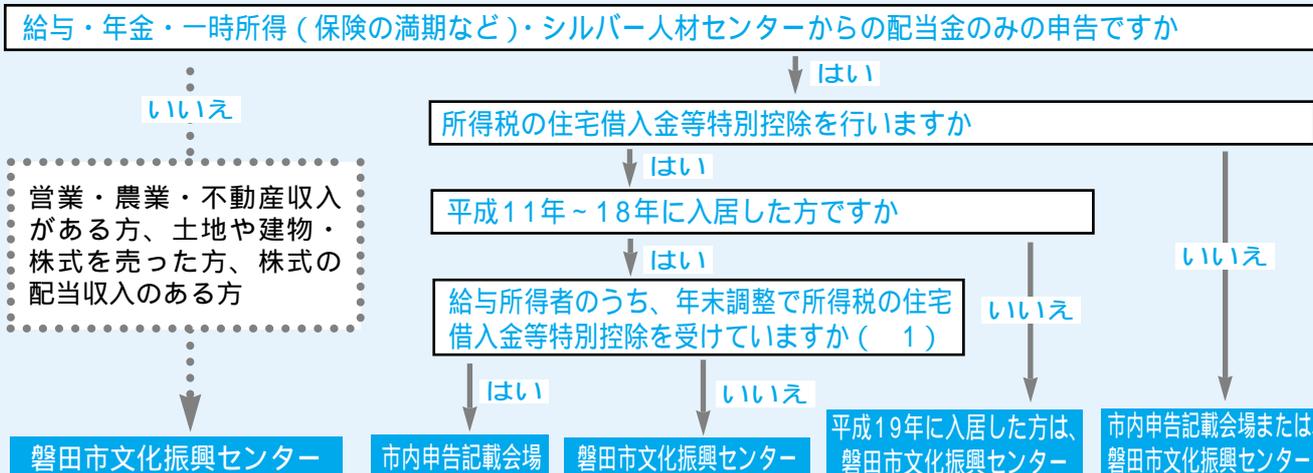
日 2月18日(月)～3月17日(月) (土・日曜日は除く)  
開設時間 午前9時～午後5時  
医療費控除などの還付申告は、2月12日(火)から受け付けています。

申告書の確認（検算）は行いません。提出された申告書に計算誤りなどがあつた場合、後日、磐田税務署から連絡がいくことがあります。自宅などで作成した確定申告書は、磐田税務署や市内申告記載会場へ提出してください。確定申告に関する問い合わせは、磐田税務署へお願いします。 ① 磐田税務署 ☎ 326111 (自動音声案内です。「0」を選択してください)

申告記載会場はお間違えなく

申告内容によって会場が異なります。申告する内容を下の表に当てはめて、会場を確認してください。会場を間違えると申告書作成のアドバイスが受けられません。 磐田税務署申告記載会場「磐田市文化振興センター」(左地図参照)では、市内申告記載会場と同様に税務職員が申告書の作成、記入に関するアドバイスをを行います。

## あなたの申告記載会場を確認しましょう



市県民税の申告をする方は、市内申告記載会場へお越しくください。医療費控除の申告をする方は、上の表に当てはまる会場で申告してください。すべて記入してある申告書は、どちらの会場でも提出できます。

(1) 税源移譲により、これまでの住宅借入金等特別控除限度額が所得税を上回る方については、控除できなかった額を市県民税所得割額から控除できる制度が設けられました。詳しくは、本紙6・7ページをご覧ください。